

社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業等の制度について職員向けのパンフレットを作成・配布し、広く制度の周知を図る。

<対策>

- 令和5年10月～ 妊娠・育児等に関する制度概要や経済的支援内容等の情報収集
- 令和6年度～ パンフレットの作成・配布、社内掲示版等により全職員への周知

目標2：子の看護休暇等の両立支援制度の拡充（対象年齢や付与日数の拡大等）や、テレワークや時差勤務の導入に向けた検討を行う。

<対策>

- 令和6年 8月～ 各制度の取得状況の把握、職員へのニーズ調査の実施
- 令和6年10月～ 子育て中の職員による意見交換会の実施（必要に応じ適宜開催）
- 令和7年 1月～ 社内での検討開始

目標3：所定外労働の削減のためのノー残業デーの徹底や、計画的な年次休暇の取得を更に推進する。

<対策>

- 令和6年 4月～ ノー残業デーにおける所定外労働の現状を把握
年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年 8月～ 管理職会議において情報共有
- 令和6年12月～ 社内掲示版等により全職員へ周知、実施の徹底